

奈良県教育委員会

週報

第2336号

令和2年3月19日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和2年度週報の発行について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課(室)長	企画管理室	1
令和2年度奈良県高等学校等奨学金 (修学支援奨学金・育成奨学金)の 募集について	各市町村教委教育長 各高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校支援課	3
博物館等の活用について	各市町村教委教育長 各学校長	学校教育課	7
令和3年3月新規中学校・高等学校 卒業者の就職に係る推薦及び選考開 始期日等並びに文書募集開始時期等 について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	学校教育課	14
令和2年度人権教育パワーアップ講 座の実施について	各市町村教委教育長 各学校長	人権・地域 教育課	30
令和2年度「奈良県幼児の運動能力 等実態調査」調査実施園の募集につ いて	各市町村教委教育長 各園長	教育研究所	39
令和2年度第1学期における外国語 指導助手の派遣について	各市町村教委教育長 各公立学校長 各県立学校長	教育研究所	42

(次の週報は、令和2年4月2日(木)発行の予定です。)

教企第218号

令和2年3月19日

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長
県教委事務局各課（室）長 } 殿

奈良県教育委員会事務局企画管理室長

令和2年度週報の発行について（通知）

このことについて、奈良県教育委員会週報発行規程（昭和33年12月奈良県教育委員会教育長訓令甲第1号）第3条に基づき、令和2年度の週報の発行日を別紙「令和2年度週報発行予定表」のとおり定めたので通知します。

(別紙)

令和2年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	2 日 (木)	9 日 (木)	2 3 日 (木)
5 月	1 4 日 (木)	2 8 日 (木)	
6 月	1 1 日 (木)	2 5 日 (木)	
7 月	9 日 (木)		
8 月	6 日 (木)	2 7 日 (木)	
9 月	1 0 日 (木)	2 4 日 (木)	
1 0 月	8 日 (木)	2 2 日 (木)	
1 1 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
1 2 月	3 日 (木)	1 7 日 (木)	
1 月	7 日 (木)	2 1 日 (木)	
2 月	4 日 (木)	1 8 日 (木)	
3 月	4 日 (木)	1 8 日 (木)	

※ 週報は、原則隔週木曜日発行とします。

教支第850号
令和2年3月19日

各市町村教委教育長
各高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・ 育成奨学金）の募集について（通知）

「修学支援奨学金」、「育成奨学金」について、下記により令和2年度の募集を行いますので、生徒への周知及び申請について特段の御配慮をお願いします。

記

1 募集概要

別紙1のとおり

2 受付期間

令和2年4月8日（水）～令和2年5月8日（金）（必着）

3 募集人数

450名程度

4 その他

申請者へは「奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」等申請関係書類一式（※）を配布

※ 奨学金の概要・各種様式・記入例については、令和2年4月7日（火）に実施する奨学金貸与説明会で説明し、「申請のてびき」及び申請書類一式を配布する。貸与説明会については令和2年3月5日付け奈良県教育委員会週報第2335号を参照すること。

5 問合せ先

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-27-9859 FAX:0742-27-2985

奈良県高等学校等奨学金の募集について

I 募 集 概 要

- * 詳細は、令和2年4月7日(火)実施の貸与説明会にて配布予定の奈良県高等学校等奨学金「申請のてびき(令和2年4月版)」をご覧ください。

1 申込資格 (現在貸与中の者は申込みができません。)

(1) 修学支援奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 又は高等専門学校に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていない者

(注1) ①について：高等学校には高等学校専攻科を含みます。

④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。

(2) 育成奨学金 (全学年対象)

- ① 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程 (規則に定めるものに限る。) に在学している者
- ② 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ③ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- ⑤ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者

(注2) ①について：高等学校には高等学校専攻科を含みます。

特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による経費の支給を受けている者へは貸与できません。

③について：学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であること(5段階評価、小数第2位四捨五入)。

高等学校等第1学年の在学申請においては、中学校の全教科の評定平均値又は高等学校等の1学期中間考査終了時の評定平均値とします。

ただし、中学校の評定平均値は、中学校第3学年時又は中学校第1学年から中学校第3学年までの全教科の評定平均値のいずれかとします。

高等学校等第2学年、第3学年の在学申請においては、高等学校における前年又は前年と前々年の全履修科目の評定平均値とします。

- ④について：世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍（特に意欲があると認められる場合にあっては、予算の範囲内で3.0倍）以内であること。

2 申込み及び決定

(1) 申込みの提出書類

奈良県高等学校等奨学金「申請のてびき(令和2年4月版)」とともに配布する様式集から複写してご利用ください。また、奈良県教育委員会 学校支援課のホームページ内「奈良県高等学校等奨学金」のページにも、様式・記入例を記載しています。

URL <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

◎ 新規申請（在学）

奨学金の申込みのために用意していただく書類は、次のとおりです。

- ① 貸与申請者一覧表（新規申請者用）
- ② 奨学金貸与申請書〔第1号様式〕
- ③ 在学校の校長の推薦書
- ④ 市町村長発行の課税証明書等

（扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額、非課税の場合非課税理由の記載されたもの。原則として世帯全員分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明書等で確認できる方は不要）

*** 今回の申請では、令和元年度（平成31年度）課税証明書が必要です。**

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員）

（記載事項欄の省略のないもの。ただし、本籍地・マイナンバーは必要ありません。）

- ⑥ 連帯借受人の印鑑登録証明書（最近3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 請求書（前後期分）
- ⑧ 口座振替申出書（通帳のコピーを添付）
- ⑨ 借用証書
- ⑩ 申請印確認票

(2) 書類の経由

教育長に提出する書類は、各学校の校長を経由してください。

(3) 決定通知

奨学金貸与申請に係る審査の結果は、各学校を通して通知します（令和2年7月中旬予定）。

3 貸与月額

区 分		奨 学 金 の 額		
		自 宅	自宅外加算 (5, 0 0 0 円)	へき地加算 (1 2, 0 0 0 円)
生活保護法の高等学校 等就学費の給付を受け ている者	国・公立	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	—
	私 立	1 7, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円	—
その他の者	国・公立	1 8, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	私 立	3 0, 0 0 0 円	3 5, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円

※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒に対しては、希望すればへき地加算金月額1万2千円を加算して貸与できます。

※ へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住する生徒で、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合は、へき地加算金月額1万2千円を貸与できます。

※ 申請時と状況が変わり貸与額が変更になる場合は、その旨を授業料奨学金係に連絡し、貸与月額変更事由発生届を提出してください。

各市町村教委教育長 }
 各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

博物館等の活用について（通知）

学校の創意工夫を生かした指導計画を作成する上で、学校外施設の活用は有効な取組の一つです。

児童生徒の学習意欲を高め、学習効果をあげるために、次年度の学校行事等の計画を立てるに当たって、下記の施設の活用についてよろしくお願いします。

記

1 県内の主な施設

名 称	所 在 地	連 絡 先	展示内容等
奈良国立博物館	奈良市登大路町 5 0	0742-22-7771 (代表) 050-5542-8600 (ハローダイヤル)	仏教美術を中心とする彫刻、絵画、書跡、工芸、考古の名品
キトラ古墳壁画体験館 「四神の館」	高市郡明日香村阿部 山 6 7	0744-54-5105	キトラ古墳やキトラ古墳壁画を体験的に学べる施設
奈良県立美術館	奈良市登大路町 1 0 - 6	0742-23-3968	江戸時代を中心とする絵画や奈良にゆかりの深い作家の作品等を展示（特別展は展覧会ごとに異なる展示）
奈良県立民俗博物館 【令和 3 年 2 月下旬まで本館は休館予定】	大和郡山市矢田町 5 4 5	0743-53-3171	県内の各市町村から収集した近世以降の民俗資料と古民家
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	橿原市畝傍町 5 0 - 2	0744-24-1185	奈良の歴史が分かるような県内遺跡から出土した考古資料

【平成30年12月末から約2年間休館予定】			
うだ・アニマルパーク	宇陀市大宇陀小附 75-1	0745-87-2520	動物とのふれあい、畜産物加工体験、「いのちの教育」プログラム
奈良県立万葉文化館	明日香村飛鳥10	0744-54-1850	万葉の時代の歴史文化や暮らしが体感できる人形や映像などの資料
平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」等	(国営公園区域) 奈良市二条大路南 3-5-1	0742-36-8780	平城京のかつての姿や人々の営みに関する展示など(校外学習で活用の場合、無料で解説者が同行する制度有)
	(県営公園区域) 奈良市二条大路南 4-6-1	0742-35-8201	
奈良県馬見丘陵公園館	河合町佐味田 2202	0745-56-3851	馬見丘陵の古墳や自然についての資料
水平社博物館	御所市柏原235-2	0745-62-5588	水平社運動をはじめとした人権問題歴史資料
なら工芸館	奈良市阿字万字町1-1	0742-27-0033	一刀彫、陶芸など奈良の工芸品の展示、工芸教室の開催
橿原市昆虫館	橿原市南山町624	0744-24-7246	昆虫と自然や人との関わりについての資料、放蝶温室
橿原市立こども科学館	橿原市小房町11-5	0744-29-1300	遊びを通じた科学体験
おおくぼまちづくり館	橿原市大久保町40-59	0744-22-4747	まちづくりの歩み、人権学習
大塔コスミックパーク「星のくに」	五條市大塔町阪本 249	0747-35-0321	プラネタリウム、天文台
市立五條文化博物館	五條市北山町930-2	0747-24-2011	五條の文化や歴史に関する資料
香芝市二上山博物館	香芝市藤山1-17-17	0745-77-1700	二上山の噴火によって産出された三つの石(サヌカイト・凝灰岩・金剛砂)と人々の暮らし

葛城市歴史博物館	葛城市忍海 2 5 0 - 1	0745-64-1414	葛城市を中心とした考古・歴史資料や近代の民俗資料
森林科学館	山添村伏拝 8 8 8 - 1	0743-87-0548	自然と生き物の関わりについての資料
天川村洞川エコミュージアムセンター	天川村洞川 7 8 4 - 3 2	0747-64-0999	大峯山系の自然と文化についての資料
森と水の源流館	川上村宮の平	0746-52-0888	川上村の特色、自然についての資料、源流体験の開催
春日大社神苑萬葉植物園	奈良市春日野町 1 6 0	0742-22-7788	万葉集にゆかりの深い植物
高松塚壁画館	明日香村平田 4 3 9	0744-54-3340	高松塚古墳壁画の模写、石室内部模型、出土品の模造品
天理大学附属天理参考館	天理市守目堂町 2 5 0	0743-63-8414	世界各地の生活文化資料、考古美術資料
帝塚山大学附属博物館	奈良市帝塚山 7 - 1 - 1	0742-48-9700	考古、民俗、歴史、美術資料や古代朝鮮半島の瓦

(注)

- ・上記以外にも、県内及び近隣府県には児童生徒が学習を進める際に効果的な施設等が多数存在している。
- ・活用に当たっては、学習のねらい、学校・児童生徒の実態等を考慮の上、利用すること。

2 施設の活用例

(1) 奈良国立博物館

奈良国立博物館は、全国に四つしかない国立博物館の一つで、明治28（1895）年に開館した日本で2番目に古い博物館である。仏像をはじめとする仏教美術と奈良の文化を中心にした展示活動を行っている。毎年秋に開催される「正倉院展」は有名で、海外からも多くの人々が訪れる。

展示室（名品展のみ）には解説ボランティアが待機し（開館日10時～16時）、作品に関する質問に応じ、また、なら仏像館において、1日2回（①11：00～、②14：00～）、約30分間の作品見どころ解説ツアーを実施している。その他にも、学校団体を対象としたボランティアによる案内プログラムも行っている。展示室には国宝や重要文化財の美術工芸品が数多くあり、大切に伝えられてきた日本の文化の素晴らしさを感じることができる。社会科や美術科の学習の一環として活用できる。

なお、名品展は、高校生以下及び18歳未満の方は無料

(2) キトラ古墳壁画体験館「四神の館」

国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区内にある、キトラ古墳や令和元年に国宝に指定されたキトラ古墳壁画を分かりやすく学べる体験型施設である。1階のキトラ古墳壁画保存管理施設では、実物の壁画や出土遺物を保存管理・展示している（壁画公開は期間限定、事前登録制）。地下1階の展示室では、キトラ古墳の石室の原寸大レプリカが展示されているほか、キトラ古墳壁画に描かれていた「四神」が高精細映像で実物の最大100倍規模で鑑賞することができ、天井には天文図が投影される。また、大陸から伝わった文化や飛鳥時代に生まれた文化、当時の人々の生活を2メートル四方のジオラマ等を通して学ぶこともでき、郷土の歴史遺産に対する興味・関心を高めることができる。また「古代ガラス製作体験」をはじめ、「勾玉」や日本最古の貨幣「富本銭」、高松塚古墳から出土した「海獣葡萄鏡」など、古代遺物の製作の体験もでき、製作過程を学ぶことで、歴史や文化への理解を深め、社会科の歴史学習や総合的な学習の時間などの学習の場として活用できる。

入館無料。芝生広場では飲食可能

(3) 奈良県立美術館

鹿が群れ遊ぶ豊かな自然に恵まれた奈良公園に隣接する奈良県立美術館は、鎌倉時代から現代に至るまでの絵画、工芸、彫刻、書跡、風俗資料など幅広い美術品約4,100件を有する全国屈指の公立美術館である。

特に江戸時代の絵画、浮世絵版画、女性の服装に関する各種工芸資料、昭和30年から40年代の日本の抽象絵画、近代陶芸の巨匠富本憲吉の名品や世界中で高く評価されているグラフィックデザイナー田中一光の作品をはじめとする奈良ゆかりの作家作品等、数多くの所蔵作品がある。

斬新で奈良らしい特別展や企画展を毎年開催し、地域の誇りになるような親しみやすい美術館づくりを展開している。

小学校から高等学校の図画工作科や美術科の学習で美術館を活用することにより、児童生徒は芸術作品をより身近に感じることができる。

なお、企画展は、土曜日に観覧する場合及び奈良県内の学校の児童生徒が教職員の引率のもと観覧する場合については、観覧料は無料となっている（特別展については別途料金が必要）。

(4) 奈良県立民俗博物館

昭和49(1974)年に開館した民俗博物館(通称:みんぱく)は、22.6haの広さをもつ大和民俗公園の中にある。昭和20年代頃の農具や生産用具、衣食住を中心とした生活用具などをはじめ、近世以降の民俗資料約4万4千点を所蔵している。

館内では、等身大人形を使った常設展「稲作」「茶業」「林業」や折々の企画展に加え、大正から昭和初期の家の中などを再現した「昔の暮らし」をリニューアル。事前・事後の学習にも役立つ教材、「昔の暮らし」の解説書と2種のワークシートも全面改定。おもに小学3・4年生の学習に沿った内容となっている。学芸員による展示解説や、様々な道具に直接触ることができる体験コーナー、ビデオ学習室なども充実している。

園内には、県内各地から重要文化財を含む15棟の古民家が移築展示されており、かまどの火入れ見学も可能。博物館と合わせて奈良の暮らしの移り変わりを体感的に学べるだけでなく、広々とした芝生広場や里山散策エリアは遠足にも適する。見学プログラムは、事前打合せで学習内容に合わせることが可能。教職員向けの博物館活用研修も実施。駐車場は無料(大型バス駐車可)。

博物館の観覧料は、高校生以下無料、引率の教職員は団体料金適用

※ 施設改修工事のため、令和3年2月下旬まで本館は休館予定。ただし、古民家での展示解説や体験を中心としたプログラムは実施可能(計画段階で要問合せ)

(5) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

奈良県内の多くの遺跡からの出土品を旧石器時代から室町時代まで時代順に展示し、説明している。橿原遺跡、唐古・鍵遺跡、メスリ山古墳、藤ノ木古墳、飛鳥宮跡、太安万侶墓誌などはその代表的なものである。展示室では解説ボランティアによる展示解説があり、また、無料スペースでは映像ライブラリー、情報コーナーなども利用できる。県内の遺跡からの出土品を実際に見学することで、社会科の歴史学習等への関心を高めたり、当時の暮らしについて理解を深めたりすることができる。また、日本を代表する考古学の数多くの成果に接することができ、郷土の歴史遺産に対する興味・関心を高めることができる。

教職員の引率のもと学校教育の一環として観覧する場合、入館料は無料

※ 空調設備等の改修工事のため、平成30年12月末から約2年間休館予定

(6) うだ・アニマルパーク

動物への理解を深めることにより動物愛護の気持ちを育むことなどを目的として、平成20(2008)年4月に開園した。パーク内の動物学習館の展示見学や「いのちの教育」

プログラムの受講を通して、畜産動物、伴侶動物、野生動物について理解を深めることができる。バター作りなどの畜産物加工体験を通して、畜産動物からの食の恵みを実感することができる。また、えさやりや乳しぼり、乗馬体験、小動物の見学を通して、動物とふれあい、温かみを体感することにより、「動物とのかかわり」、「いのちの大切さ」を実感することができる。生活科や総合的な学習の時間の学習の場として活用できる。

(7) 奈良県立万葉文化館

インタビュー形式で対話する「万葉びとの暮らしインタビュー」や『万葉集』に関する「タッチパネル式クイズ」など楽しく遊び学べるコーナーもあり、万葉時代の歴史・文化や暮らしなど「万葉の時代」を1300年の時空を超えて体感できるとともに、日本のはじまりの地・飛鳥で、社会科の歴史学習をより深めることができる。また、日本画を中心とした優れた美術品を集めた展覧会を開催しているほか、我が国最古の鑄造銭「富本銭」などが発掘された飛鳥池工房遺跡の遺構を展示している。さらに約2万㎡の万葉庭園では、四季を通じて万葉の草木が楽しめるとともに、弁当を食べることも可能

学校行事における日本画展示室観覧料は無料（減免申請必要）、ボランティアによる展示解説も可能（要事前申込）。バス駐車場有り（無料）

(8) 平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」等

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、奈良時代を今に感じる空間として整備された「平城宮跡歴史公園」の一部として平成30年3月24日に開園。朱雀門ひろば内には、国営公園区域として、平城宮の模型や平城宮跡での出土品（木簡や屋根瓦等）、第一次大極殿の木組み模型等を展示するとともに、平城宮での人々の営みを映像で再現している「平城宮いざない館」のほか、県営公園区域として、遣唐使船解説コーナーや実際に乗船できる復原遣唐使船を備えた「天平うまし館」、展望スペースやVRシアターを設けた「天平みはらし館」、県内の観光情報を提供したり、県内の特産品や平城京ゆかりの物品を販売したりする「天平みつき館」等の様々な施設がある。

また、平城宮跡を中心に奈良時代が効果的に学べる出前学習セット「平城楽習パック」（平城京再生プロジェクト（県営公園指定管理者）より無料で貸出し）や、世界遺産学習に対応した学習シート（小学校高学年を対象。平城宮跡管理センター作成）、奈良時代の歴史や人々の暮らしをタブレット端末などで楽しく学べるアプリ「なら平城京歴史ぶらり」（無料で配信）を提供しているほか、NPO法人平城宮跡サポートネットワークの協力を得て、校外学習で活用される場合には、無料で解説者が同行し、ガイドを実施（事

前申込必要、申込先：奈良県庁平城宮跡事業推進室 TEL0742-27-8973) するなど、平城宮跡フィールドワークと組み合わせて社会科の歴史学習や総合的な学習の時間の学習の場として活用できる。

(9) 奈良県馬見丘陵公園館

馬見丘陵は、香芝市、広陵町、河合町など2市3町に跨がる標高70m程度の低い丘陵地で、南北約7km・東西約3kmの区域である。付近の丘陵一帯は馬見古墳群のエリアで、古墳の集積地となっている。

昭和40年代後半より丘陵西部では真美ヶ丘や西大和ニュータウンなどの大規模宅地開発が始まったが、丘陵東部に位置する馬見丘陵公園は、これらの開発から自然や古墳群を保全するため、昭和59年8月に都市公園（広域公園）として計画決定し、同年度より公園事業に着手し、平成24年6月に全面開園している。

馬見古墳群は奈良盆地における佐紀盾列古墳群、大和柳本古墳群と並ぶ大和3大古墳群の1つで、4～5世紀に築造されたものが多く、250基を超える大古墳群であり、馬見古墳群の一画にある園内には、池上、乙女山、倉塚、ナガレ山、別所下、狐塚古墳など多くの古墳が保存され、このうちの2箇所が史跡指定されている。馬見丘陵公園館においては、こうした貴重な馬見丘陵公園の古墳や自然について分かりやすく解説している。

入館料は無料で休館日は月曜日（ただし月曜日が休日の場合は次の平日）及び年末年始（12月28日から1月4日）となっている。開館時間は9時から17時まで（入館は16時30分まで）

(10) 水平社博物館

水平社博物館では、水平社運動が起こった背景や経過について具体的な展示がなされている。加えて、参加体験型コーナーなども設置され、より充実した展示となっている。

社会科の歴史学習において、教科書に取り上げられている「山田孝野次郎」についてより詳しく知ったり、全国水平社創立大会の熱気を疑似体験したりすることを通して、解放運動やその指導者について学ぶことができる。また、展示や参加体験型コーナーで学んだことを交流し、差別や人権について考えるきっかけとすることができる。

教学第1455号

令和2年3月19日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。



元文科初第1521号
職発0219第11号
開発0219第19号
令和2年2月19日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところでありますが、令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をいたしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、

当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申し合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 上記(1)の検討、協議等に当たっては、今般取りまとめられた「高等学校就職検討会議問題検討会議ワーキングチーム報告」（別添4）を踏まえ、各地域や学校の特性等に応じた学校による就職あっせんの在り方や、民間職業紹介事業者による就職あっせんの在り方について検討、協議等を行うこと。また、見直しを行う場合には、生徒の主体性を尊重しつつ、生徒がしっかりと学業に専念できる環境を整えることを念頭に行うとともに、見直しに係る生徒、学校、企業等への影響にも配慮し、経過措置を設けるなど丁寧な対応を行うよう留意すること。

なお、民間職業紹介事業者が参入する場合には、当該事業者に対して、学校との連携や、全国高等学校統一応募書類の使用について徹底すること。

(3) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会では当該議事録の作成・保管等を行い、事務所に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のた

め、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

7 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮するよう求人者へ協力を求めること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものではないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、令和2年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）あて報告すること。



元文科初第1521号
職発0219第12号
開発0219第20号
令和2年2月19日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各
経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ
主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和2年度においても選
考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募
集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い
します。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、

定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるようお願いいたします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いいたします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるもの

であること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22

年法律第49号) 第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議(都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催)における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学(※)等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

(※) なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分ご注意ください。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものではないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



元文科初第1521号
職発0219第13号
開発0219第21号
令和2年2月19日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和2年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差

別取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生(新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日(沖縄県については令和2年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和2年6月1日から開始するものとする
こと。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする
こと。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月
1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始する
ものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする
こと。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に
行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票
により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、
安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22
年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導する
こと。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決
定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とする
こと。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるもので
ないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載する
こと。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



職発0219第14号

開発0219第22号

令和2年2月19日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、令和2年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該

求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人票の受付番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。

- ・推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。

- ・選考開始期日については、令和2年9月16日以降とすること。

2 新規中学校卒業予定者（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度人権教育パワーアップ講座の実施について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、関係者へ周知するとともに、応募について
よろしくをお願いします。

記

1 趣 旨

これまで奈良県において培ってきた人権教育の取組を継承するとともに、国内外の動向及び新たな人権課題を踏まえ、人権教育の指導方法等についての講義・研究協議、演習等を通して、児童生徒に人権を尊重する態度を育成するために必要な知識等を修得すること及び県内各地域・学校における人権教育のさらなる推進・充実に向けた資質の向上を図ることを目的とする。

2 主 催

奈良県教育委員会

3 概 要

(1) 内容

個別の人権課題及び人権一般の普遍的なテーマに基づき、人権教育のさらなる推進・
充実に向けた指導方法等について、講義・研究協議及び演習等により研修する。

(2) 実施方法

- ① 本講座は、年間4回実施する。
- ② 開催は、6月・8月・12月・2月の予定。ただし、8月・12月は、それぞれ夏期・冬期休業中に行う。
- ③ 原則2年間受講するものとする。

(3) 会場

奈良県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 2 2 - 1）

奈良県立同和問題関係史料センター（奈良市大安寺 1 - 2 3 - 1） 等

4 受講者の募集について

(1) 対象者

市町村立小・中・高等学校、県立学校の教職員、市町村教育委員会の指導主事等

(2) 募集人数

10名程度

(3) 申込方法

受講	市町村立小・中・高等学校の教職員	市町村教育委員会の指導主事	県立学校の教職員
手続	受講希望理由書（別紙様式 1 - 1）を作成し、校長に提出する。 ----- 校長は、受講希望者名簿（別紙様式 2 - 1）に別紙様式 1 - 1 を添えて、市町村教育委員会に提出する。	受講希望理由書（別紙様式 1 - 2）を作成する。	受講希望理由書（別紙様式 1 - 1）を作成し、校長に提出する。
	市町村教育委員会は、受講希望者を取りまとめ、受講希望者名簿（別紙様式 3）に別紙様式 1 - 1、1 - 2 及び 2 - 1 の写しを添えて、県教育委員会事務局人権・地域教育課へ提出する。 提出期限：令和 2 年 4 月 1 7 日（金）	校長は、受講希望者名簿（別紙様式 2 - 2）に別紙様式 1 - 1 を添えて、県教育委員会事務局人権・地域教育課へ提出する。 提出期限：令和 2 年 4 月 1 7 日（金）	

(4) 受講者の決定

県教育委員会事務局人権・地域教育課は、本講座への受講者を決定し、市町村教育委員会又は県立学校長に通知する。

(5) その他

講座修了者には修了証書を発行する。修了認定の基準は、全8回のうち5回以上の出席とする。

(6) 提出先

奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課 人権教育係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9858

FAX 0742-23-8609

(別紙様式 1 - 1)

令和 2 年度人権教育パワーアップ講座 受講希望理由書

_____立_____学校 / 名前_____

※ 勤務校における人権教育推進上の課題や取組の現状を踏まえて、1, 0 0 0 字以内で作成してください。

(別紙様式 1 - 2)

令和 2 年度人権教育パワーアップ講座 受講希望理由書

_____教育委員会 / 名前_____

※ 管内における人権教育推進上の課題や取組の現状を踏まえて、1, 0 0 0 字以内で作成してください。

(別紙様式 2 - 1)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇教育委員会教育長 殿

学校名

校長名



令和2年度人権教育パワーアップ講座の受講について

このことについて、受講希望理由書（別紙様式 1 - 1）を添えて、下記のとおり受講希望者名簿を提出します。

記

フリガナ 名 前	年 齢	教職 経験 年数	所属名

(注) 年齢及び教職経験年数は、令和2年4月1日現在

(別紙様式 2 - 2)

文 書 番 号
年 月 日

奈良県教育委員会事務局
人権・地域教育課長 殿

学校名
校長名



令和2年度人権教育パワーアップ講座の受講について

このことについて、受講希望理由書（別紙様式 1 - 1）を添えて、下記のとおり受講希望者名簿を提出します。

記

フリガナ 名 前	年齢	教職 経験 年数	所属名

(注) 年齢及び教職経験年数は、令和2年4月1日現在

(別紙様式3)

文 書 番 号
年 月 日

奈良県教育委員会事務局
人権・地域教育課長 殿

市町村教育委員会教育長名 印

令和2年度人権教育パワーアップ講座の受講について

このことについて、受講希望理由書（別紙様式1-2）を添えて、下記のとおり受講希望者名簿を提出します。

記

フリガナ 名 前	年 齢	教 職 経 験 年 数	所 属 名

(注) 年齢及び教職経験年数は、令和2年4月1日現在

(別紙様式 3)

文 書 番 号
年 月 日

奈良県教育委員会事務局
人権・地域教育課長 殿

市町村教育委員会教育長名 印

令和2年度人権教育パワーアップ講座の受講について

このことについて、受講希望理由書（別紙様式1-1）及び受講希望者名簿（別紙様式2-1の写し）を添えて、下記のとおり受講希望者名簿を提出します。

記

フリガナ 名 前	年 齢	教職 経験 年数	所属名

(注) 年齢及び教職経験年数は、令和2年4月1日現在

各 市 町 村 教 委 教 育 長 }
各 園 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」
調査実施園の募集について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、応募についてよろしくお願いします。

記

1 調査目的

幼児の運動能力等の実態を調査分析し、幼児身体づくりの推進に資する。

2 調査対象

県内公立幼稚園、認定こども園、保育所（園）、国立幼稚園、私立幼稚園の5歳児

3 調査方法

調査要領により行う。

4 調査項目

【4種目】①25メートル走又は往復走

②テニスボール投げ

③立ち幅跳び

④両足連続跳び越し

5 調査期間

令和2年5月から6月末まで

6 申込み方法

別紙様式により、令和2年4月2日（木）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

送付先 〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

F A X 0 7 4 4 - 3 3 - 8 9 0 9

7 その他

- (1) 調査方法の詳細については、令和2年4月3日（金）に各担当所管課を通じ、実施要項及び調査要領を配布する。
- (2) 令和元年度以前に本調査を実施し、今年度の調査を実施しない園・所については、貸与物品（テニスボール5個 積み木10個）を教育研究所に返却すること。

FAX送信票

教育研究所 教育企画係 行

FAX番号 0744-33-8909

令和2年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」実施申込書

- 「令和2年度運動能力実態調査」を実施します。

園・所名																	
園・所長名																	
連絡先電話番号																	
E-mail																	

※E-mailは、上段から書いてください。文字数が多い場合は、下段に続けて書いてください。

※FAX送信時は、本紙だけで結構です。送付状は必要ありません。

各 市 町 村 教 委 教 育 長
各 公 立 小 学 校 長
各 県 立 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和2年度第1学期における外国語指導助手の派遣 について（通知）

公立小学校及び県立学校における外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣について、
下記事項に留意の上、令和2年4月8日（水）までに申請願います。

記

1 派遣期間

- (1) 令和2年4月24日（金）から令和2年7月17日（金）までとする。
- (2) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

2 派遣申請等の手続き

- (1) 県立学校が、県立教育研究所に配置しているALTの派遣を希望する場合について
 - ア 様式1により、派遣を希望する県立学校の校長が、県立教育研究所長宛て申請すること。
 - イ ALTの派遣日については、調整の上、後日決定し改めて通知する。
 - ウ ALTの派遣が決定された場合、校長は、派遣日の1週間前までに、次の(ア)～(ウ)の文書を県立教育研究所長宛て提出すること。
 - (ア) ティーム・ティーチング指導案（日時、場所、日程、内容及び担当者名を明記したもの）
なお、指導は、当該校教員とのティーム・ティーチングによること。
 - (イ) ALTへの連絡事項

(ウ) 最寄り駅から学校までの道順

(2) 公立小学校の外国語活動等に関わって、最寄りの県立高等学校に配置されているALTの派遣を希望する場合について

ア 様式2により、派遣を希望する小学校を管轄する市町村教育委員会教育長が、拠点校の高等学校長宛て申請すること。なお、派遣希望日は、拠点校の定期考査期間中や長期休業期間中を原則とする。

イ ALTの派遣日については、文書による申請前に、あらかじめ当該小学校長と当該高等学校長の間で調整しておくこと。

ウ ALTの派遣が決定された場合、当該小学校長は派遣日の1週間前までに、次の(ア)～(ウ)の文書を当該高等学校長宛て提出すること。

(ア) ティーム・ティーチング指導案（日時、場所、日程、内容及び担当者名を明記したもの）

なお、指導はティーム・ティーチングによること。

(イ) ALTへの連絡事項

(ウ) 最寄り駅から学校までの道順

3 派遣旅費

(1) 上記2の(1)の派遣に要する費用は、県教育委員会が負担する。

(2) 上記2の(2)の派遣に要する費用は、派遣を希望する小学校又は市町村教育委員会が負担する。

4 ALTの職務

(1) 県立学校等における外国語授業等の補助

(2) 公立の小学校における外国語活動等の補助

(3) 外国語教材作成の補助

(4) 外国語担当教員等に対する現職研修の補助

(5) 特別活動や部活動等への協力

(6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）

(7) 外国語スピーチコンテストへの協力

(8) 地域における国際交流活動への協力

(9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

5 県立学校等における A L T の配置

上記派遣期間中の県立学校等における A L T の配置は、次の表のとおりである。

令和 2 年度第 1 学期の県立学校等における A L T の配置表

(令和 2 年 4 月 1 日以降)

拠点校等
奈良高等学校
西の京高等学校
国際高等学校
登美ヶ丘高等学校
高田高等学校
郡山高等学校
添上高等学校
二階堂高等学校
樫原高等学校
畝傍高等学校
桜井高等学校
五條高等学校
青翔高等学校
生駒高等学校
榛生昇陽高等学校
西和清陵高等学校
法隆寺国際高等学校 (2名)
高取国際高等学校 (2名)
大和広陵高等学校
大淀高等学校
十津川高等学校
教育研究所

(様式1)

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

教 育 研 究 所 長 殿

○○○○学校

校 長 氏 名

印

令和2年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

希望年月日	指導学年	授業等担当者氏名

(様式2)

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

県立〇〇高等学校長 殿

〇〇教育委員会
教育長 氏 名 印

令和2年度第1学期における外国語指導助手の派遣について（申請）

このことについて、下記のとおり外国語指導助手の派遣をお願いします。

記

小学校名	希望年月日	指導学年	授業等担当者氏名